

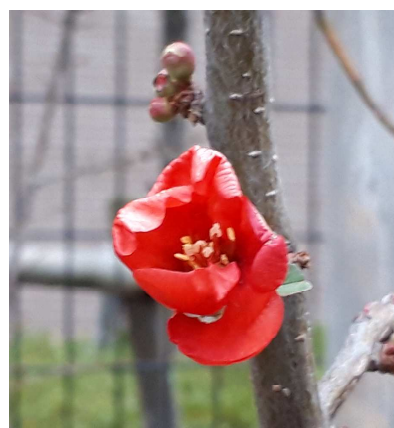


# 事務所だより 2月号

西田成希税理士事務所

余寒の候、皆様におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

インフルエンザが大流行のようです。昨年の『事務所だより2月号』でもインフルエンザの流行を記事にしましたが、今年もです。ここ数年の記事の定番として『猛暑』『雨の降り方が半端ない』『インフルエンザが大流行』、あと『テニス』(?)。となっています(^\_^;)。



インフルエンザでは、淡路島の養護老人ホームで74人が集団感染し、死者も出ました。予防接種しても型が違うと効かないところが辛いですね。私は、お陰様で風邪も引かず元気です(^\_^)/。で、妻に「僕はインフルエンザ大丈夫や」と自信満々に言ったところ「あっ、忘れてる。お父さんが発信源でみんな倒れた。」と6年前の話を持ち出されました。2013年の1月25日から28日まで、私は38度の熱が出てずっと寝てました。昔から年1回くらい39度前後の熱が出ていたし、その時は38度だったので、病院も行かず、検査しませんでした。すると、29日に妻が39度の熱で倒れ、病院に行くと『インフルエンザA型』との診断。30日には、長女も39度の熱でインフルエンザの診断…。私は自分で『インフルエンザ』ではない、と思っているのですが、どう見ても私のウイルスですよ…。いまだに家族に「お父さんが悪い」とチクリとやられています(>\_<)。

特に今年の西田家は、風邪やインフルエンザには罹りません。長男が大学受験なんです。センター入試は無事に乗り越えましたが、これから各大学の個別の試験です。私のせいで「受験できなかった」なんてことになって恨まれたら困るので(それ以前に学力が問題なんですけどね)、私はしょっちゅう手洗い・うがいをしていますし、家の中でもマスクしてます。それはいいとして、私が帰ってくるとアルコールスプレーを『シュッシュ』とされます。まるで私が

ウイルスではないですか! 「おいおい、私はウイルスではないぞ。」と言いたいです…。

では、事務所だより2月号をお送りします。2月4日は立春です。暦の上では春ですが、まだまだ寒いんです。皆様もくれぐれも風邪、インフルエンザにお気を付けください。

冬らしい景色? スズメも寒そうです



やっと咲いているのを見つけました



## ☆ お知らせ (2019年2月の税務)

期 限	項 目
2月12日	▶ 1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
2月28日	▶ 前年12月決算法人及び決算期の定めのない人格なき社団等の確定申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
	▶ 3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>
	▶ 法人の1月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>
	▶ 6月決算法人の中間申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
	▶ 消費税の年税額が400万円超の3月、6月、9月決算法人の3月ごとの中間申告 <消費税・地方消費税>
	▶ 消費税の年税額が4,800万円超の11月、12月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(10月決算法人は2ヶ月分) <消費税・地方消費税>
	▶ 前年分贈与税の申告 [2月1日から3月15日まで]
	▶ 前年分所得税の確定申告 [2月18日から3月15日まで]
	▶ 固定資産税(都市計画税)の第4期分の納付 [2月中において市町村の条例で定める日]

☆ 確定申告むけてのお願い

売上・仕入・領収書等まとめていただくとともに、「保険料控除証明書」「地震保険料控除証明書」「小規模企業共済掛金控除証明書」「給与所得の源泉徴収票」「年金の源泉徴収票」「医療費の領収書」

等ご準備ください(とにかく全部置いておいてください)。

## ☆ 税務署にバレバレ 調査で不正発覚

国税庁が公表した所得税調査の実績報告によると、2017年7月からの1年間の実地調査7万2,953件のうち、申告漏れなどの非違が見つかったのは6万338件で、調査を受けた人の8割以上が何らかの問題点を指摘されました。近年は仮想通貨や民泊に絡んだ税逃れなど、新しい形の事例も報告されています。厳しい調査の末にどのような申告漏れがばれてしまったのか、仮想通貨と民泊が絡む二つの不正事例を紹介します。

会社員Aは多数の仮想通貨取引所に自分名義と妻名義の口座を開設し、自分で開発した自動売買プログラムを利用して多額の利益を得ていました。その儲けを確定申告期には申告せず、期限後になって修正申告。しかし、その所得は儲けの一部に過ぎず、自分名義の取引の一部と妻名義の口座での取引の全ての利益は隠していたところ、追徴課税を受けました。申告漏れ所得金額は1年で5,000万円。加算税込みの追徴税額2,400万円でした。

また、会社員Bは所有物件や賃貸物件を民泊専門の国外ウェブサイトにアップし、主に外国人に貸し出して、国外の民泊仲介業者経由で宿泊料を受け取っていました。毎年、給与所得のほかに少額または赤字の不動産所得を申告していたものの、その不動産所得は民泊収入の一部に過ぎませんでした。顧問税理士には民泊による年間収入金額より過少になる賃貸契約書を渡し、民泊収入の存在を把握させないようにしていたそうです。申告漏れ所得金額は5年で2,600万円。加算税込みの追徴税額700万円（重加算税あり）となっています。

皆さんは、こんなことのないようにお願いします。

#### ☆ 成人年齢引き下げを相続税にも適用

民法改正で成人年齢が20歳から18歳へ引き下げられることに伴い、税法でも現在20歳以上や20歳未満となっている様々な年齢要件が18歳に改められます。新しい年齢要件は2022年4月1日以後に得た財産にかかる相続税、贈与税に適用されることとなります。

これまで「20歳以上」となっていた要件が「18歳以上」に改められるのは、相続時精算課税制度や直系尊属から贈与を受けた時の贈与税の特別税率、事業承継税制とその特例制度などです。またこれまでの「20歳未満」から「18歳未満」へと変更されるのは、相続税の未成年者控除が該当します。

なお税理士法4条では、税理士となる資格を持たない者に未成年者を挙げており、現行では20歳未満だと税理士になれませんが、成人年齢の引き下げに伴い、18～19歳の人も資格を得られるようになります。

#### ☆ 仮想通貨の相続税申告が簡素化

国税庁は11月下旬、相続で仮想通貨を取得した時の申告方法を簡素化することを発表しました。これまで仮想通貨の相続税申告については統一された取り扱いが定められていなかったため、相続人が各交換業者のサイトにログインするなどして残高を調べるしかありませんでした。

国税庁が定めた新たな方法では、相続で仮想通貨を得た相続人は、各交換業者に仮想通貨の残高証明書の交付を依頼できるようになります。業者は依頼に基づき、相続開始日における残高証明書や取引明細書を発行し、相続人は各業者から交付された証明書を税理士に渡すことで

相続税の申告書を作成するというもの。

また国税庁は同時に、仮想通貨の税務上の取り扱いについてのQ&Aも発表しました。仮想通貨を売却した時や交換した時、仮想通貨で給与を支払った時などの税務処理を解説しています。それによれば、相続で仮想通貨を得た時の評価方法は、市場で取引され、継続的に価格情報が提供されているようなものについては、相続発生時点での市場価格に準じます。

一方、活発な市場が存在せず客観的な交換価値を示すデータがない仮想通貨については、「仮想通貨の内容や性質、取引実態などを勘案し、個別に評価する」としています。

仮想通貨は、税務署も目を光らせています。申告漏れのないようにしましょう。

#### ☆ 法人が受け取る生命保険金

契約者を法人、被保険者を経営者とする法人契約の生命保険は、退職金等の準備や経営者の万が一に備えるといった保障目的からの加入が考えられますが、支払った保険料の一部もしくは全部を経費として損金計上できることから節税目的で加入される法人も多いと思います。

支払った保険料の分だけ利益が圧縮され法人税を抑えることができますが、一方で生命保険金を受け取った際に生じる課税関係についても把握しておく必要があります。

#### ◆ 保険金を受け取ったときの会計処理

法人が受け取る生命保険金は、所得の計算上全額益金に計上します。このとき、当該保険に係る支払保険料のうち資産計上している金額があれば損金に振り替えます。

法人が経営者の遺族へ退職金を支払う場合、適正額と認められる部分は損金に計上することができます。また、弔慰金についても一定の金額までは、損金に算入することができます。

したがって、計算上では受取保険金の額から退職金及び弔慰金の額を控除した残額に対し法人税がかかることができます。

#### ◆ 遺族が死亡退職金を受け取った場合

経営者の死亡によって遺族が死亡退職金を受け取る場合、死亡後3年以内に支給が確定したものは、相続財産とみなされて相続税の課税対象となります。ただし、死亡退職金等については相続税法上、非課税限度額（500万円×法定相続人の数）が設けられているため、実際には死亡退職金等の額から非課税限度額を控除した残額に相続税が課税されることとなります。

また、経営者の死亡後3年を超えて支給が確定した退職金を遺族が受け取った場合には、一時所得として所得税の課税対象となります。

一般的には節税商品と認識されている法人契約の生命保険ですが、後々の課税関係を理解した上で、万が一の時の保障のため、確実な資産運用のためなど目的を明確にして商品選びをすることが重要であるといえます。

西田成希税理士事務所  
〒659-0053  
兵庫県芦屋市松浜町6番14-2号  
電話 090-7490-7396  
FAX 0797-78-6488